

高梁市議会議員定数条例の一部を改正する条例

高梁市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月21日提出

提出者	高梁市議会議員	宮田公人
賛成者	〃	倉野嗣雄
〃	〃	石井聡美

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市議会議員定数条例の一部を改正する条例

高梁市議会議員定数条例(平成16年高梁市条例第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則 (令和4年高梁市条例第 号)

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提 案 理 由

議員定数を減員するため。

(参考)

高梁市議会議員定数条例新旧対照表

改正案	現行
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、高梁市議会議員の定数は、 <u>16人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、高梁市議会議員の定数は、 <u>18人</u> とする。

(参考)

地方自治法（抜すい）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3～8 略